

託送供給関連情報保護規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、託送供給関連情報の取扱いについて基本的な事項を定めることによって、当該情報の目的外利用を防止し、託送供給依頼者と当社との公正な競争条件を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「託送供給依頼者」とは、当社へ託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者（新たに当社へ託送供給を依頼しようとする者を含む）をいう。
- 二 「託送供給関連情報」とは、託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報をいう。
- 三 「託送供給関連業務」とは、託送供給の業務及びこれに関連する業務をいう。
- 四 「託送供給関連業務部門」とは、託送供給関連業務を行う部門をいう。

(対象となる情報)

第 3 条 この規程は、託送供給関連情報を対象とする。

第 2 章 情報の収集及び利用

(収集範囲及び方法の制限)

第 4 条 託送供給関連情報の収集は、託送供給関連業務の用に供することを収集目的として、その目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段により行うものとする。

(利用範囲の制限)

第 5 条 託送供給関連情報の利用は、託送供給関連情報の収集目的の範囲内で行うものとする。

第 3 章 情報の適正管理

(情報の適正管理及び守秘義務)

第 6 条 託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、託送供給関連業務に従事する従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データベースを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他の部門への託送供給関連情報の伝達及び共有等を管理するものとする。

2 託送供給関連業務に従事する従業員は、託送供給関連業務の遂行上必要がある場合を除き、当該情報を他の者に提供してはならない。

(入 手 規 制)

第7条 託送供給関連業務に従事しない従業員は、託送供給関連情報の目的外利用を目的として、託送供給関連業務に従事する従業員から託送供給関連情報を入手してはならない。

第 4 章 実 施 責 任

(管理職の責務)

第8条 各部門長は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、部門内の従業員にこれを遵守させ、必要に応じ遵守徹底等の措置を実施する責任を負う。

(従業員の責務)

第9条 従業員は、本規程及び所属する部門長が指示する事項に従い、託送供給関連情報の収集、利用及び適正管理に十分な注意を払わなければならない。

(管理責任者)

第10条 本規程の遵守に係る総括的な管理責任者は、供給計画部の長とする。

付 則

この規程は、平成30年 4月 1日から実施する。

制 定 平成12年 6月29日

最終改定 平成30年 3月15日